

## 日本消防協会消防団員福祉共済制度規約

（昭和44年7月1日）

（趣旨）

**第1条** この規約は、日本消防協会の消防団員福祉共済制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

**第2条** 消防団員福祉共済制度は、消防団員（消防団に準ずる組織で、日本消防協会が特に認めたものの構成員を含む。）及び消防職員並びに日本消防協会、都道府県消防協会（都道府県職員を含む。）全日本消防人共済会及び消防育英会の役職員（以下「消防団員等」という。）が死亡し、又は障害を受けた場合に、その家族の生活を守る等、消防団員等の福祉の増進を図ることを目的とする。

（加入資格者）

**第3条** 加入者は、消防団員等で、次の各号に定めるものとする。

- (1) 年齢80歳6ヵ月未満のもの
- (2) 効力発生の前日において健康であるもの。ただし、継続加入（更新）の場合は健康状態を問わないものとする。

（加入の時期）

**第4条** 前条の加入資格を有するものは、当該加入資格を得た日の翌月1日から加入することができるものとする。

（加入者名簿の省略）

**第5条** 消防団員等が全員加入し、かつ、掛金が公費（公費に準ずるものを含む。）で負担されている場合は、加入（脱退）者名簿を省略するものとする。

（脱退と補充加入）

**第6条** 加入者が次の各号のいずれかに該当したときは、その日をもってこの制度から脱退する。この場合、すでに払込まれた掛金は返戻しないものとする。

- (1) 加入者が死亡し、又は重度障害の状態のとき。
  - (2) 加入者が退職したとき。ただし、当該退職者に代って加入する者がいないときは退職の日から最初に到来する3月31日
- 2 保障期間途中で加入者が退職したとき、当該退職者の後任として入団したものは、当該退職者に代って補充加入することができるものとする。ただし、この場合、当該補充加入者は、残存保障期間について掛金の払込みを要しない。
  - 3 補充加入者の加入手続は、加入資格を得た後1週間以内に行うものとする。
  - 4 加入者が死亡し、又は重度障害の状態により脱退したとき、この者に代って加入する場合は、前条に該当する場合を除き、所定の掛金の払込みを要する。

（保障期間）

**第7条** この制度の保障期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、1年毎に更新

を行うものとする。

（効力の発生）

**第8条** この制度の効力は、所定の掛金が払込まれた月の翌月の1日から発生する。ただし、補充加入者の効力発生は、当該補充加入者の加入資格を得た日とする。

（掛金）

**第9条** この制度の掛金は、加入者1人につき別表1のとおりとする。

（平成24年4月1日から平成27年3月31日の間に限り、附則（掛金の額の特例）参照）

（掛金の払込）

**第10条** 掛金は前納制とし、所定の前日までに都道府県消防協会を經由して、日本消防協会の指定口座に払込まなければならない。所定の払込期日から15日以内に掛金の払込みがないときは、特別の事由がない限り、所定払込月の末日をもって、脱退又は加入がなかったものとして処理する。

（遺族援護金又は生活援護金）

**第11条** 加入者が死亡し、又は重度障害の状態の場合には、遺族援護金又は生活援護金として1,000,000円を支給する。

2 前項の場合において、遺族援護金又は生活援護金の支給額をもって保障の限度とし、他の見舞金は支給しない。

3 加入者が事故等により障害見舞金又は入院見舞金の支給を受け、じ後にこれと原因を同じくして死亡し、又は重度障害の状態の場合で、公務以外のときは、新たに支給する遺族援護金又は生活援護金の額からすでに支給した障害見舞金及び入院見舞金の額を差引くものとする。

（弔慰金又は重度障害見舞金の支給）

**第12条** 加入者が公務により死亡し、又は重度障害の状態の場合には、弔慰金又は重度障害見舞金として23,000,000円を支給する。

11,000,000（当分の間、11,000,000円とする。附則（弔慰金の額等の特例）参照）

2 弔慰金及び重度障害見舞金の保障の限度については、前条第2項の規定を準用する。

（保育援護金の支給）

**第13条** 加入者が、公務により死亡し、又は重度障害の状態の場合であって、当該加入者に未就学の被扶養者がいるときは、保育援護金として被扶養者1人につき250,000円を支給する。

（弔慰救済金の付加贈与）

~~第14条 第12条に定めるもののほか、加入者が公務により死亡し又は重度障害の状態となった場合は、日本消防協会福祉対策事業実施規程（昭和59年4月1日）及び日本消防協会弔慰救済金給与規程（昭和23年3月1日）の定めるところにより弔慰救済金を付加贈与する。~~

（当分の間、付加贈与を行わない。附則（弔慰金の額等の特例）参照）

（重度障害）

**第15条** 第11条及び第12条に規定する重度障害の状態とは、加入者が症状固定により次の各号のいずれかに該当した場合とする。

(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの

- (2) 言語とそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
  - (3) 両上肢を手関節以上で、又は両下肢を足関節以上で失ったもの
  - (4) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
  - (5) 脊髄損傷によって、両下肢の機能を全く永久に失ったもの
  - (6) 精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
  - (7) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- （障害見舞金の支給）

**第16条** 加入者が事故又は疾病を直接の原因として、その事故の日から180日以内に別表に定める障害の状態に該当したときは、その等級に応じて、次表の通りの金額を障害見舞金として支給する。

障害の等級		金額（円）
第2級	障害のとき	500,000
3	〃	300,000
4	〃	180,000
5	〃	90,000
6	〃	60,000

- 2 障害見舞金の請求は、医師の診断により症状が固定したときとする。
  - 3 加入者が同一の事故又は疾病により、別表に定める障害を二以上同時に受けたときは、それぞれの障害の状態の等級に相当する金額を障害見舞金として支給する。ただし、それらの障害の状態が身体の同一部位に生じたものである場合には、それらの障害が属する等級のうち最も上位の等級に該当する障害見舞金を支給する。
  - 4 加入者が異なる事故又は疾病により、2回以上の障害を受けたときは、その都度それらの障害の状態に対応する給付金額を障害見舞金として支給する。ただし、それらの障害の状態がすでに支払事由となった障害を生じた身体の同一部位に加重して生じたものである場合は、加重の結果、新たに生じた障害の状態に対応する給付金額から、すでに支払われた障害の状態に対応する給付金額を控除して支給する。
  - 5 加入者に対して支払う障害見舞金の額は、同一の原因又は同一の保障期間において、通算して500,000円をもって限度とする。
- （入院見舞金の支給）

**第17条** 加入者が同一の事故又は疾病を原因として、その事故の日から180日以内に、病院又は診療所に15日以上入院した場合入院1日につき1,500円を入院見舞金として支給する。入院日数は120日をもって限度とする。

- 2 入院見舞金の請求は、加入者が退院したとき、又は入院日数が120日を超えたときとする。
- （遺族援護金等の受取人）

**第18条** 遺族援護金又は弔慰金の受取人の順位は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第8条第3項に定める順位を準用する。

（共済金の請求手続）

**第19条** 共済金の支払事由が発生したときは、その請求に必要な書類をとりそろえ都道府県消防協会経由のうえ、日本消防協会に提出する。

（共済金請求に必要な書類）

**第20条** 共済金請求に必要な書類は、次の通りとする。

(1) 消防団員福祉共済金支払請求書兼領収書

(2) 添付書類

ア 遺族援護金

(ア) 受取人が、配偶者以外の場合は、戸籍謄本

(イ) 受取人が数名に及ぶ場合には、代表受取人に対する委任状

イ 弔慰金

前ア(ア)及び(イ)に定めるもののほか、公務災害死亡の場合には、消防団員及び消防職員にあっては、市町村、第2条の団体（消防団、消防本部（署）を除く。）の職員にあっては、その団体の長の公務（業務）死亡証明書

ウ 重度障害見舞金

公務により重度障害の状態にある場合には、前イの証明書

エ 重度障害又は障害で切断の場合には、障害部位及び状態を示す医師の診断書

オ 保育援護金

被扶養者であることを証明する、戸籍謄本

（遺族援護金又は生活援護金を支払わない場合）

**第21条** 加入者が次の各号のいずれかに該当したときは、遺族援護金又は生活援護金は支給しないものとする。

(1) 加入者が自殺し、又は自殺未遂により重度障害の状態になったとき。

(2) 加入者が犯罪又は死刑の執行によって死亡し、又は重度障害になったとき。

(3) 弔慰金受取人が故意に加入者を死亡させ、又は重度障害にさせたとき。

(4) 加入者が戦争その他の変乱により死亡し、又は重度障害になったとき。

(5) 加入者が飲酒を原因とする事故により死亡し、又は重度障害の状態になったとき。

（障害見舞金及び入院見舞金を支払わない場合）

**第22条** 障害見舞金及び入院見舞金の支払事由が次の各号のいずれかに該当したときは、障害見舞金及び入院見舞金は支給しないものとする。

(1) 加入者の故意又は重大な過失によるとき。

(2) 加入者の違法行為によるとき。

(3) 加入者の精神障害又は飲酒を原因とする事故のとき。

(4) 加入者の自殺未遂によるとき。

(5) 戦争その他の変乱によるとき。

（事故の範囲）

**第23条** 第11条、第12条及び第14条から第17条に規定する事故の範囲は、次の通りとする。

(1) 鉄道による不慮の事故

- (2) 自動車による交通事故
- (3) (2)以外の交通事故
- (4) (2)及び(3)以外の道路交通機関による不慮の事故
- (5) 水上交通機関による不慮の事故
- (6) 航空機による不慮の事故
- (7) 固体及び液体物質による不慮の中毒
- (8) ガス及び蒸気による不慮の中毒
- (9) 不慮の墜落
- (10) その他の不慮の事故

ただし、次のものは対象から除外する。

- (1) 過度の高温及び日射病
- (2) 飢、渇及び不良天候による飢、渇
- (3) 治療目的以外の内外科的処理による合併症
- (4) 治療上の事故及び治療処置後の合併症

（大災害等の発生）

**第 23 条の 2** 地震、津波、噴火、風水害等の大災害等の発生によりこの規約に定める共済金を支払うことが困難と認められ、やむを得ない場合は、理事会の決議によって共済金の減額を行うことができるものとする。この場合、次回の代議員会にその内容を報告し、承認を得るものとする。

（加入の取消）

**第 24 条** 加入者が悪意又は重大な過失により事実を告げなかったり、重大な事項について、不実のことを告げたときは加入を取消し、加入時に遡及して一切の権利を失うものとする。この場合、すでに払込まれた掛金は返戻しないものとする。

（時効）

**第 25 条** 共済金の支払を請求する権利は、その支払事由が生じた時から 3 年間請求がないときは消滅する。

（福祉増進事業）

**第 26 条** 第 11 条から第 17 条までの規定に定めるもののほか、加入者の福祉の増進とこの制度の健全な運営を図るため、予算の範囲内で次に定める福祉増進事業を行うことができる。

- (1) 加入者の健康増進及び公務による事故の防止に資する事業
- (2) 消防団の大規模災害活動に対する支援事業
- (3) 殉職会員の慰霊祭の事業
- (4) 消防資機材の交付その他この制度への加入促進と維持発展を図るために効果的と認められる事業

2 都道府県消防協会が前項に規定する事業を行う場合、予算の範囲内でこれに対する助成を行うことができる。

3 前 2 項に規定する福祉増進事業の内容及びこれに要する経費の上限額については、第 1 項各号ごとに第 1 項及び第 2 項の事業に分けて毎事業年度の収支予算作成前に福祉共済事業等運営委員

会で協議し、会長が決定するものとする。

（支払準備金引当預金の積立）

**第27条** 支払い準備金引当預金として、前3か年度の平均受入共済掛金年額の概ね100分の110に達するまで、当該事業年度受入共済掛金の合計額の100分の3に相当する額に当該事業年度の収支差額の10分の1以内の額を加算した額を、毎事業年度末に積み立てるものとする。

（返戻金）

**第28条** 第7条に規定する保障期間毎に収支計算を行い、収支差額が生じる場合は当該額の範囲内に於いて、払込掛金に応じた金額を返戻金として返戻する。

（事務取扱）

**第29条** この制度の事務取扱いの詳細については、別に定める消防団員福祉共済制度事務取扱要領によるものとする。

（規約に定められていない事項）

**第30条** 規約に定められていない事項については、福祉共済事業等運営委員会の決定によるものとする。

（規約の変更）

**第31条** この規約は、福祉共済事業等運営委員会で協議の上、変更することができるものとする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規約は、昭和44年7月1日から施行する。

（掛金の額の特例）

2 平成24年4月1日から平成27年3月31日の間に限り、別表 掛金額表の加入月日及び掛金（円）の欄は、次のとおりとする。

加入月日	掛金（円）
4月1日	4,000
5月1日	3,660
6月1日	3,330
7月1日	3,000
8月1日	2,660
9月1日	2,330
10月1日	2,000
11月1日	1,660
12月1日	1,330
1月1日	1,000

（甲慰金の額等の特例）

3 当分の間、甲慰金又は重度障害見舞金の額は、第12条の規定にかかわらず11,000,000円とし、甲慰救済金は、第14条の規定にかかわらず、付加贈与を行わないものとする。

（支払準備引当預金の積立の特例）

4 当分の間、第27条の規定については、同条の規定にかかわらず、同条中「、当該事業年度受入共済掛金の合計額の100分の3に相当する額に当該事業年度の収支差額の10分の1以内の

額を加算した額を、毎事業年度末に積み立てるものとする」とあるのは、「毎事業年度末に積み立てるものとする」と読み替えて適用する。

**附 則**

改正後の消防団員福祉共済制度規約は、昭和60年7月1日以後の支払いについて適用する。

**附 則**

- 1 改正後の消防団員福祉共済制度規約は、昭和62年12月1日から実施する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正前の規約第14条の2第1項の規定による入院見舞一時金の期間計算については、昭和63年1月1日からとする。
- 3 改正後の消防団員福祉共済制度事務取扱要領別表 は、昭和63年7月1日から適用する。

**附 則**

- 1 改正後の消防団員福祉共済制度規約（以下「規約」という。）は、昭和64年1月1日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正前の規約第14条の2の規定により、実施日において現に入院している者の入院見舞金の期間計算については、別に定める。

**附 則**

- 1 改正後の消防団員福祉共済制度規約（以下「規約」という。）は、平成4年7月1日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正前の規約第14条第1項の規定により実施日において現に入院している者の入院見舞金は、実施日前の期間については従前の例により計算した額を支給するものとし、実施日以降の期間については、改正後の規定に基づき計算した額を支給するものとする。

**附 則**

- 1 改正後の消防団員福祉共済制度規約（以下「規約」という。）は、平成7年7月1日（以下「実施日」という。）から適用する。
- 2 改正後の規約は、平成7年7月1日以降において事由の発生した弔慰金及び障害見舞金並びに入院見舞金（以下「弔慰金等」という。）について適用し、実施日前に事由が発生した弔慰金等については、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 改正後の規約は、平成8年7月1日から施行する。
- 2 施行日前の事由の発生した改正前の規約に基づき加入した2口加入者の弔慰金及び入院見舞金については、なお従前の例による。

**附 則**

改正後の規約は、平成12年7月1日から施行する。

**附 則**

- 1 改正後の規約は、平成14年7月1日から施行する。
- 2 改正後の規約は、平成14年7月1日以降において事由の発生した遺族援護金、弔慰金、保育援護金、生活援護金及び重度障害見舞金並びに入院見舞金（以下「遺族援護金等」という。）について適用し、実施日前に事由が発生した遺族援護金等については、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 改正後の規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成18年7月1日から平成19年3月1日加入者に対する第6条第2号の取扱については、改正前の例による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、平成18年7月1日から平成19年3月1日加入者の保障期間は改正前の例による。
- 4 第1項の規定にかかわらず、平成19年7月1日から平成20年1月1日加入者の保障期間は平成20年3月31日までとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、平成19年4月1日から平成20年3月31日の間における掛金額は下表のとおりとする。

加 入 月 日	掛 金（円）	備 考
7 月 1 日	2,250	1月1日の加入は、公費による既加入団体で、年度途中の増員による加入、又は、掛金自己負担による補充加入に限るものとする。
8 月 1 日	2,000	
9 月 1 日	1,750	
10 月 1 日	1,500	
11 月 1 日	1,250	
12 月 1 日	1,000	
1 月 1 日	750	

**附 則**

- 1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規約は、平成23年4月1日以降において事由の発生した弔慰金及び重度障害見舞金（以下「弔慰金等」という。）について適用し、同日前に事由が発生した弔慰金等については、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この規約は、平成23年5月11日から施行する。
- 2 改正後の規約附則第3項の規定は、平成23年度以降に公務によると認定された死亡又は重度障害に係る弔慰金又は重度障害見舞金及びこれらに付加される弔慰救済金について適用する。
- 3 改正後の規約附則第4項の規定は、平成22事業年度末の積み立てから適用する。

**参 考**

- （昭和45年9月1日……補充加入者の取扱に関し一部改正、実施）
- （昭和46年7月1日……加入者の資格及び弔慰金支給額に関し一部改正、実施）
- （昭和47年9月1日……加入者の資格及び申請様式の一部改正、実施）
- （昭和50年7月1日……弔慰金支給額及び加入者名簿の省略等に関し改正、実施）
- （昭和51年7月1日……弔慰金、障害見舞金、入院見舞金支給額に関し改正、実施）
- （昭和55年6月30日……日本団体生命、協栄生命及び三井生命との委託提携を解消）
- （昭和55年7月1日……自主運営実施・加入者の資格及び弔慰金、廃疾見舞金、障害見舞金、

- 入院見舞金支給額に関し一部改正、実施)
- (昭和57年7月1日……一部改正)
- (昭和59年4月1日……弔慰金、障害見舞金、入院見舞金の支給等に関し一部改正、実施)
- (昭和60年7月1日……障害見舞金額表一部改正、実施)
- (昭和62年12月1日……入院見舞一時金の支給等に関し一部改正、実施  
入院見舞一時金の新設、昭和63年1月1日から適用  
事務取扱要領別表 の一部改正、昭和63年7月1日から適用)
- (昭和64年1月1日……入院見舞金の支給等に関し一部改正、実施  
入院見舞一時金制度を入院見舞金制度に統合  
入院日数基準の緩和、昭和64年1月1日から適用)
- (平成4年7月1日……共済掛金の改正、弔慰金・障害見舞金・入院見舞金の支給に関する  
改正、事務取扱要領別表 の改正、実施)
- (平成7年7月1日……共済掛金の改正、弔慰金（重度障害）の支給に関する改正  
福祉共済制度と弔慰救済制度の合併による一部改正)
- (平成8年7月1日……2口加入の停止)
- (平成12年7月1日……福祉増進事業の新設及び支払準備金引当預金の積立の明記)
- (平成14年7月1日……共済掛金の改正、遺族援護金、生活援護金、保育援護金、入院見舞  
金の支給に関する改正、入院日数基準の緩和)
- (平成23年4月1日……弔慰金及び重度障害見舞金支給額に関し一部改正、実施)

別表

掛 金 額 表

加入月日	掛金(円)	備 考
4月1日	3,000	1月1日の加入は、公費による既加入団体で、年度途中の増員による加入、又は、掛金自己負担による補充加入に限るものとする。
5月1日	2,750	
6月1日	2,500	
7月1日	2,250	
8月1日	2,000	
9月1日	1,750	
10月1日	1,500	
11月1日	1,250	
12月1日	1,000	
1月1日	750	

別表

障害等級表

等級	障害の程度
第 二 級	8 両上肢の用を全く永久に失ったもの
	9 両下肢の用を全く永久に失ったもの
	10 10手指を失ったか、又はその用を全く永久に失ったもの
	11 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
	12 半身不随になったもの
	13 精神に著しい障害を残し、終身労務に服することのできないもの
	14 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することのできないもの
	15 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
16 言語又はそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	
第 三 級	17 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの
	18 1上肢を手関節以上で失ったもの
	19 1上肢の用を全く永久に失ったもの
	20 1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
	21 1下肢を足関節以上で失ったもの
	22 1下肢の用を全く永久に失ったもの
	23 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
	24 1手の5指を失ったもの
	25 1手の母指と示指を含んで4指を失ったもの
	26 10足指を失ったもの
	27 脊柱に著しい運動障害を残すもの
28 言語とそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	
第 四 級	29 神経系統又は胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
	30 1眼の視力を全く永久に失ったもの
	31 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
	32 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
	33 1下肢が5cm以上短縮したもの
	34 1手の母指と示指を失ったもの
	35 1手の母指若しくは示指を含んで3手指以上を失ったもの
	36 1手の5指の用を全く永久に失ったもの
	37 1手の母指と示指を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの
	38 1足の5指を失ったもの
	39 両側の睾丸を失ったもの
40 脾臓又は一方の腎臓を失ったもの	
41 言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	
第 五 級	42 1手の母指若しくは示指を失ったもの
	43 1手の母指若しくは示指を含んで2手指を失ったもの
	44 1手の母指と示指以外の3手指を失ったもの
	45 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの
	46 1下肢が3cm以上短縮したもの
	47 1耳の聴力を全く永久に失ったもの

級	48 鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの 49 言語とそしゃくの機能に障害を残すもの 50 生殖器に著しい障害を残すもの
第 六 級	51 1手の母指若しくは示指の用を全く永久に失ったもの 52 1手の母指若しくは示指を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったもの 53 1手の母指と示指以外の3手指の用を全く永久に失ったもの 54 1手の母指と示指以外の1手指又は2手指を失ったもの 55 1手の母指と示指以外の2手指の用を全く永久に失ったもの 56 1足の第1足指又は他の4足指を失ったもの 57 1足の第1足指を含んで2足指以上の用を全く永久に失ったもの 58 言語又はそしゃくの機能に障害を残すもの